

Newsletter

日本 IPBA の会

お問い合わせ: IPBA 事務局 〒106-0032 東京都港区六本木 6-2-31 六本木ヒルズノースタワー7階
Tel.: 03-5786-6796 Fax.: 03-5786-6778 E-mail: ipba@tga.co.jp Website: www.ipba.org

IPBA 第16回シドニー会議 & 特別寄稿 元最高裁判事 濱田邦夫 先生

はじめに

IPBA 日本選出理事 原 壽

4月30日から5月3日までシドニーで開催された本年度の IPBA 総会は、例年どおり和やかな家族的雰囲気のなかで活発な議論がなされるという IPBA 独特のものでした。

総会開催前々日に開かれた Strategic Long Term Planning Meeting や前日に開かれた理事会では IPBA の将来について様々な意見交換がなされましたが、アジア諸国の経済発展を反映してかメンバーの発言がより積極的になっているという印象を受けました。本質的な問題意識としてはメンバーの拡充策（アジア諸国は IPBA において日本がより強いリーダーシップをとることを期待していますが、日本の会員数が設立時の 481 名から昨年末現在で 184 名に減少していることに懸念する声も聞かれました）や IPBA のメンバーであることの価値をどう高めていくかということにあります。具体的方策のひとつとして総会以外の各国ないし各地域単位での会員活動の活性化ということがあげられます。日本 IPBA の会も IPBA の重鎮であられる三宅先生に会長に就任していただき日本国内での IPBA 会員交流の活性化をはかる基本計画が打ち上げられましたので皆様のご協力・ご参加をお願いいたします。

来年の北京大会の準備状況報告では 1500 名の参加を見込んでいるとの力強い発言がありました。昨今の中国にたいする関心度の高さから現実性の高い予測かもしれませんが地理的關係から日本からの参加者が相当数にのぼるであろうとの期待もあるようです。来年の開催期間が中国の連休の關係から日本のゴールデンウィークの 1 週間前になる予定ですので皆様におかれましては是非ご参加いただきたく早めのスケジュール調整をお願いします。また再来年の開催地はロサンゼルスに決定されました。

IPBA 総会のセミナーや各種エンターテインメント・イベントの完成度が高い理由のひとつは 2 年以

上の準備期間があることです。異文化交流の場として、親しい友人を作る場として、（特に若手弁護士にとっては）英語でパネリストとして活躍する場として、またシニア・メンバーにとっては家族サービスの場として、完成度の高い総会への参加には多くの楽しみ方があります。私自身も Managing Partners Forum というセッションでパネリストとして参加しましたが 4 名の報告者の報告時間を上回る質疑応答があり、また参加者の質問に他の参加者が答えるという全員参加型の楽しく有意義なセッションとなりました。他方セミナー開催日に内田晴康先生とアジアの友人 2 名と密かに脱走してオーストラリア的自然に囲まれた美しくもタフなゴルフ場で楽しい半日を過ごしました。

また全体の公式行事に加えて、日本人だけの集いが 2 回ありました。最初はシドニー総領事川田氏主催の総領事公邸でのガーデン・デイナー・パーティです。シドニー湾を見下ろす広大な庭園を持つ豪華公邸での浜風に吹かれながらの会食は快適でした。また川田氏や今回外務省国際法局から IPBA に参加された正木氏から外務省の日本人弁護士にたいする期待の高さについて話を伺い、この 10 年間で様変わりしたと日頃から感じている日本における法曹の役割の変化について改めて再認識させられる思いでした。

また毎回開いている日本人会員の夕食会を今回は LEXIS をスポンサーとして海沿いの高級レストランで行いました。来年以降の総会でも LEXIS がスポンサーになってくれるとの約束を取り付けましたが、酔ったうえでの口約束ですから……。2 次会はカラオケで大いに盛り上がりました。来年の北京大会が今から楽しみです。

先にご紹介しましたとおり、北京大会以前に日本 IPBA の会でも日本人会員を対象としたセミナーやイベントを開催する予定になっております。これらの企画へ積極的にご参加いただくことによって日本発で IPBA 活性化の道を切り開いていければと希望しております。ご協力のほど重ねてよろしくお願い申し上げます。

日本 IPBA の会会長の就任に際して

日本 IPBA の会会長

三宅 能生

6月2日に開催された濱田邦夫先生の最高裁判所判事退官のお祝いの席上で、ご出席の約60人のIPBAの会員の皆様方のご推挙により、かねて辞意を表明されていた外山興三先生の後任として、日本IPBAの会の会長に就任することになりました。

皆様もご存知の通り、IPBAは日本人弁護士のリーダーシップの下に誕生し、発展を遂げた団体ですが、私自身もIPBA設立準備委員会コーディネーター、IPBA創立総会議長、初代事務総長、会長とIPBAそのものの発展に努力してまいりました。しかしながら昨今、日本IPBAの会所属の弁護士のIPBAでの活躍は若干減少傾向にあるという事実を否定できません。そういった中で私が日本IPBAの会会長として皆様のご推薦を受けたのは、日本IPBAを再活性化して欲しいという皆様の期待のあらわれと理解しています。日本IPBAの再活性化の案として以下のようなことを考えておりますので、是非皆様のご協力をお願いします。

第1 組織

1. 役員

会長の諮問機関として、過去IPBAの要職にあられた会員の方々に顧問をお願いしたいと考えています。濱田先生には是非名誉顧問をお引き受け願いたいと思います。

又、会長を補佐する機関として、副会長職を作り、現在IPBAの役員、council member、委員会の委員長をやっている方をお願いしたいと思います。

2. 委員会

会の中に4つの委員会を設置し、各委員長の下で夫々の分野で活躍していただきたいと思っております。

第1は、membership委員会で、日本におけるmembership promotionという極めて重要な役割を担うと同時に、IPBAの日本からの役員、council member、各委員会の委員長・副委員長の推薦母体となってくれることを期待しています。この委員会の下に女性弁護士、若手弁護士、外弁と夫々の小委員会を設置し、夫々の小委員会での希望を集約してもらえればと思っています。

特に若手弁護士(45歳以下)は、将来の日本IPBAの会のみならずIPBA本来のリーダーにならんとする人の委員会ですから、若手の先生方の積極的な参加を是非お願いした

いと考えています。

Newsletter委員会は、日本IPBAの会のNewsletterを発行するのみならず、IPBA Journalに過去日本人弁護士の寄稿が皆無であったことをふまえて、是非日本IPBAの会員によるIPBA Journalへの寄稿を推進していただければと期待しています。

かつては、IPBAの役員が来日された時には日本IPBAとの交流会を開く等、外国在住のIPBA会員と日本IPBAの会員との直接の交流の機会がもたれていました。このような交流の機会を増やすためにProgram委員会を作り、その役目を担ってもらおうと思っております。

尚、日本IPBAの会では毎年2回ゴルフトーナメントを行っていますが、この活動は是非継続してもらいたいと思っております。

第2 会則の制定

弁護士の会でありながら、日本IPBAの会の会則が存在しないのは妙な話です。早急に会則案をつくり、皆様方に提案したいと考えています。

* * *

私は何事も楽しんでやることをモットーとしています。日本IPBAの会も、多数の皆様方が参加されて楽しむ会になればと願っています。皆様のご協力、ご支援を是非お願いします。

また、何らかのご意見あるいはご忠告があるようでしたら、遠慮なく私宛mail(miyake@mylaw.co.jp)あるいは電話・fax等でご連絡下さい。



IPBA 会長 James McH. FitzSimons

撮影: 蒲野 宏之

SLTPCについて

IPBA Secretary-General

中元 紘一郎

IPBA の委員会の中で現時点で最も重要と期待されている委員会は、2005年に設置された Strategic Long Term Planning Committee (敢えて日本語に訳するなら「戦略的長期計画委員会」) であると思います。

2005年5月にバリで開催された IPBA の理事会において、SLTPC の設置が決定されました。同委員会は、外部のコンサルティング会社の支援を得て、会員数の減少や他の法曹団体との競争が増大していることの影響など、IPBA が現在直面している重要な問題のいくつかに取り組むことになりました。

2005年10月にコロomboで開催された理事会では、中核となるヴァリューと目標について協議・取りまとめを行い、IPBA のビジョン・ステートメントを策定いたしました。

SLTPC を発展させることは、IPBA の未来に向けての存続と更なる成長とを確保するうえで非常に重要です。私は、IPBA のすべての会員が同委員会の存在と異議とを知っていることが重要であると考えており、会員の皆様全員から同委員会が将来必要とするサポートをいただくことを希望しています。そこで、IPBA Journal 2005年12月号及び2006年6月号に掲載された記事を要約するような形で同委員会の現状をご報告させていただきたく思います。

今後とも引き続き皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

SLTPC の現状についての報告

2005年5月にバリで開催された理事会では、会員数の減少、他の国際団体との競争の増大など、IPBA が直面している色々な戦略上の問題について協議が行われました。その結果、戦略的計画という課題を実行することについて、また実際にその取り組みにあたる委員会を設置するという事について理事会の決議が得られました。

同委員会のメンバーをご紹介します。

1. June Vipamaneerut (共同委員長) (メンバーシップ委員会委員長)
2. Suet-Fern Lee (共同委員長) (メンバーシップ委員会副委員長)
3. 中元 紘一郎 (事務局長)
4. Joe Wood (JCM, Canada)
5. Gerald Sumida (拡大理事会前メンバー)

(委員会の正式のメンバーではありませんが、Jim Fitzsimons 現会長 (当時は副会長) には、委員会の活動に対し貴重な貢献をいただいていることを

申し添えます。)

コンサルティング会社にこのプロセスの支援を依頼することについても、承認が得られました。コンサルティング会社は、IPBA の現在のマーケットにおける地位と競争力を分析し、短・長期的に IPBA の活動の機軸・指針となるマーケティング戦略の策定を支援することが期待されています。望ましい経歴と経験を有するコンサルタントの選定に関しては、提案資料が作成され、理事に配布されました。提案の締切日までに、9件の提案がありました。

正式の選考手続を経て、ブリスベーンを拠点とするコンサルティング会社で、専門業務組織やサービス団体の企画・マーケティングを専門とする Eloquent Business Consulting が任命されました。2005年8月の任命後、依頼事項の要件を遂行するために、Katheleen Singleton と Michele Rosengren が SLTPC と定期的に連絡をとっています。

2005年10月にコロomboで開催された mid-year Council Meeting と 2006年4月30日から5月3日までシドニーで開催された年次総会は、本プロジェクトを進めるうえで重要なものとなりました。コロomboでの理事会までに、コンサルタントは、IPBA 事務局が提供した資料に基づき IPBA の現状と目標とを把握していなければなりません。さらに、コンサルタントは、IPBA の代表者 (SLTPC の Past Presidents、事務局長前任者、委員) に組織の沿革とコンサルティング会社を雇うに至った背景事情について聞き取り調査を行いました。そうして得た情報に基づき、コンサルタントは、予備的な SWOT 分析 (長所と弱点、機会・脅威などに関する分析) 等を行い、コロomboの理事会までに理事たちが IPBA の直面している戦略的問題について判断できるプロセスを策定しなければなりません。

理事との意見交換は、10月上旬に調査アンケートを配布するという形で実施され、理事は、IPBA の重要問題に関してさまざまな観点からの質問事項に回答するよう求められました。回答結果は、分析のうえ報告書にまとめられ、コロomboでの理事会の前に理事に配布されました。

理事全員に配布された資料一式には、IPBA の過去5年間の財務状態、会員数の推移、会合への出席状況の分析、2003年に実施された会員アンケート調査から得られた重要な結果の概要が含まれていました。この資料は、IPBA 役員への聞き取り調査後に実施された予備的な SWOT 分析とともに、コロomboでの理事会での最初の直接企画協議の際の基本資料となりました。

コロomboでの戦略企画の席で、コンサルタントは、総会やワークショップを活用して、理事が IPBA のためにビジョン・ステートメント、一連の中核とな

るヴァリュー、ミッション・ステートメント、詳細な目標、いくつかの戦略的事項に関する考え方等を策定するようにしました。その表現方法こそさまざまでしたが、これらの問題全体について広く意見の一致が得られたことは興味深いことです。総じて、参加者の意見は非常に前向きであり、各理事も重要な意見が聞ける機会が得られたと考えていました。こうしたプロセスの基本原則となったのは、理事が互いに協力し、課題に取り組む必要性です。中間報告書はすでに作成されており、近いうちに理事の皆様へ配布いたしますので、ご意見をお聞かせください。

しかしながら、困難でより取り組み甲斐のある問題が「シドニー会議」の前に存在しています。会員、会員サービス、リーダーシップと運営、コーポレート・ガバナンス、組織体制に関する問題について、理事の方々の意見が求められました。シドニーの会議では、詳細な運営・行動計画を策定できるよう、問題について協議し、合意が得られるようにします。

戦略的な計画はすべて、それを実行することが重要です。IPBA は、計画の実行に必要な資源について検討し、そうした資源配分の優先順位を決める必要があります。シドニーの会議では、戦略企画を実行できるよういくつかの決議案が討議・採択されることになっています。決議案の詳細については最終的に固まり次第全会員に通知し、計画の概要についても本ジャーナルとウェブサイト上で公表いたします。

私たちは、この課題を成し遂げ、IPBA の活動がこれからも成功を収めるために欠くことができない戦略を実行できることを非常に楽しみにしております。さらに、会員のニーズに対応したサービスを提供する必要性についても強く認識しています。活気があり、力強い会員なくして、生き残りの道はありません。

事務局長報告書

私は、シドニーで開催された IPBA の今年の年次総会が大きな成功を収めたと断言させていただくことについて、ご出席いただいたすべての皆様が、ご異存ないものと確信しており、この組織と関わりのあるすべての皆様にすばらしい結果について心から感謝の気持ちを述べさせていただきたいと思っております。

この報告書では、主に SLTPC の活動を中心に述べさせていただきます。これは、年次総会でも重要なテーマでした。

SLTPC の起源は、2005 年にバリで開催された 2005 年度年次総会に遡ります。同委員会は、IPBA の会員数の減少と他の組織との競争増大に関する問題

とに取り組むために設置されました。同委員会は、IPBA の会員の地位強化に関する戦略の策定等に関して、ビジネス・コンサルティング会社である Eloquent の緊密な協力を得ています。同委員会の提案が理事会の承認を得たシドニーでの年次総会は、SLTPC にとって重要な一歩となりました。

理事会に付議された重要な決議案のひとつは、新規の会員を惹きつけ、定着させるという問題への取り組み方法に関するものでした。メンバーシップ委員会は、各地域の理事に対しそれぞれの地域の会員数を 10% から 20% に増やすよう奨励することなどさまざまなキャンペーンを実施することになります。それ以外のさまざまな決議案についても、法律事務所を会員にできるかどうかを検討することや、「会員が会員を獲得する (Member get a member)」というプログラムについて何らかのインセンティブ／表彰制度を設置することをはじめ、SLTPC が現在調査を行っているところです。

SLTPC のもうひとつの重要な課題は、IPBA のマーケティングと宣伝です。SLTPC では現在、IPBA を宣伝し、知名度を高めるためにマーケティング計画の策定作業を進めています。このマーケティング計画は、シドニーの年次総会で審議されたもので、ワークショップ会合や理事会勧告からも貴重な意見を得ています。

この点について、SLTPC は、IPBA の他の委員会とも協力し、北京会議やロサンゼルス会議を IPBA を宣伝する絶好の機会として活用する予定です。SLTPC は、そのために最良の戦略を練り上げるためにも、シドニー会議におけるさまざまな意見を検討します。

IPBA の会員であることができるだけ魅力のあるものにするために、SLTPC はまた、IPBA の会員サービスの内容を充実させる方法について検討しており、地域のイベント開催数を増やし、会員ネットワークの充実を図るなどの提案を行っています。IPBA の運営マニュアルの作成や全理事に対し各自の任務を明確にし、責任を強化し、透明性を確保することを含む SLTPC の提案に沿ってさまざまな管理・統治改革を実行します。

SLTPC の活動は、IPBA が今後も成功するうえで不可欠です。私は、SLTPC がこれからも、IPBA が一流の法曹団体として法曹界で認められるよう尽力することを願っています。

私にとってIPBAとは・・・

小泉 淑子

4月29日から5月4日の早朝までのスケジュールを改めて見てみた。実質4日間のシドニーでの時間は事務所で過ごす時間と全く異質の時間であった。この充足感は何なのか。16年来の友人達に会い、仕事のみならず家族のこと、その国のおかれている状況等々、時が経つのを忘れて話すのは実に楽しい。中でもアジアの国々から来ている野心丸出しの弁護士達と話しをしていると、日本の何十年か前の状況を思い出す。今回は中国やインドの弁護士と話をすることが多かったが、彼らの何と希望に満ち満ちていることか。日本から学ぼうという姿勢を強く感じる。

私がゴールデンウィークの期間中を使ってでもIPBAに出たいもう一つの理由は、普段紙上や誌上では見ることはあっても、中々ゆっくりと話をする機会のない日本からの同業者と雑談をし冗談を言い、日本の司法のあり方など真剣に話をしたりする時間をとれることだ。東京にいてもできそうなものであるが、意外ととれないものである。一旦海を越えてしまえば気分的にも落ち着くことができ、数日間を日本からの同業の方々と話ができる機会は、私にとって非常に刺激の大きいものがある。

今回はロンドン大学での同級生に30年ぶりで会うことができ、彼女の30年間のビジネスウーマンとしての苦労話を聞くことができたのは感動であった。開催地の歴史や文化に触れることも大きな喜びであるが、何と言ってもIPBAは旧交を温める最良の場所を提供してくれる。来年も是非参加したいと願っているが、それには自分の他に家族が健康でいてくれることが前提である。IPBAは私に家族や周りの者が健康でいてくれることの有難さを再認識させてくれる機会でもある。



シドニー オペラハウス
撮影：濱田 邦夫

IPBA シドニー大会

竹之下 義弘

シドニー大会では、VICE CHAIR をしていた LEGAL PRACTICE COMMITTEE としてのプログラムがなかったので、DISPUTE & RESOLUTION のプログラムに聴衆として参加しただけで、あとはもっぱら観光に徹することにした。というのも、これまで、オーストラリアを訪問するような仕事もなくまた、休暇で訪れることもなかったので、オーストラリアは私にとって処女地であったからである。

オーストラリアは広大な国なので、数多ある観光地の中からわずか10日間の旅程でどのように楽しむのが効率的か種々検討した結果、都会はどこでも余り代わり映えはしないだろうと思い、オーストラリア特有の自然を中心に観ることにした。

タスマニアに行くことも考えたが5月は日本の冬だから止めた方がよいとのアドバイスもあり、まず成田からメルボルンに飛んで、フェアリー・ペンギンで有名なフィリップ島を訪れることにした。メルボルンでは旧国会議事堂やセントパトリック大聖堂が近くにあるウィンザーに泊まったが、19世紀に建てられた建物は仲々風格があり、また無料でメルボルン市内を巡回しているシティ・サークルというトラムカーの駐車場の前があるので、市内観光をするにも非常に便利な所であった。

メルボルンからフィリップ島やコアラ保護区を巡る1日バスツアーに参加したが、ペンギンを観るためのコンクリート製の観客席ができていたり、観光客用に昼間は寝ているコアラを無理に起こしていたりしてかなり管理された自然という感じも否めなかった。しかし、バスの中から野生のワラビーをかなり見る事ができたのは収穫であった。

シドニーでの大会終了後は、ケアンズ近郊のパーム・コーブに3泊して世界遺産になっている熱帯雨林をロープウェーから見たり、アボリジニの姿が多く見られる小さな町キュランダに行って珍しい蝶の保護区を見たり観光列車から雄大な滝を見たりした。パーム・コーブでは、共にLEGAL PRACTICE COMMITTEEのVICE CHAIRをしているカナダのQUON一家にばったり出会って数日後の再会を楽しんだ。

メルボルンでは秋を、シドニーでは春を、ケアンズでは夏を感じ、改めてオーストラリアの広大さを実感した。

オーストラリアには、ゴールデンウィークのため日本人の観光客も多かったが、何処に行っても中国人の団体客が沢山いたのには驚かされた。

IPBAシドニー大会・エアーズロック付 中島 健仁

IPBAに参加する大阪の弁護士は残念ながらそんなに多くはありません。今年は、2事務所6名だったでしょうか。私は毎年極力参加するように努めています。特に今年は、この夏から留学を控えているうちの若手弁護士に、小手調べにパネリストをお願いしたのだから、参加はマストでした。IPBAの Insolvency Committee は、気心の知れた倒産法の弁護士が多く、留学を目指す若手弁護士の英語による初舞台としては最適な場だと思います。セミナーには参加しませんが、家内も毎年この会議だけで会うことのできる友人との再会を楽しみにしてついでにきます。

今年も、いつものように、昼のプログラムのない時間は観光に、夜はプログラムのディナー、カラオケ、ジャパナイトと忙しく、最後の夜はオペラハウスにジャズを聴きに行くこともできました。新たに韓国の弁護士夫婦ともお友達になれましたしね。

プログラム終了後は家内とエアーズロックに足を伸ばしました。ご存知地球のへそといわれる最大の一枚岩の山です。ここは実はアボリジニーの聖地です。観光客が上ることは禁止されてはいませんが、この山の所有者であるアボリジニーは「禁止はしないが、登らないでくれ。」と遠慮勝ちに訴えています。

この山をオーストラリア政府が国立公園に指定したところ、アボリジニーが、この土地は自分達の土地である、オーストラリア政府に管理権はない、と主張して訴訟を提起しました。そして、1990年代にその訴訟に勝訴し、以後、オーストラリア政府との間で賃貸契約を締結し、国立公園として共同管理している、と言うことでした。

一応、筋の通った話のようですが、私はいくつか疑問を感じています。アボリジニーに所有権が確認され、あらたに賃貸借契約を締結し、しかも、聖地だから登って欲しくない、と言うのなら、登山禁止を条件として契約を締結すればよいではないか、と思うのです。そうならないということは、アボリジニーがだまされたか、ごまかされたか、あるいは、金に目がくらんだか、和解したのか、政治的圧力に屈したのか、なにか表面に出ていない事情があるんだろうなあ、と勘ぐっています。法律家なんだから、勘ぐるだけではなく調査しろ、という人もいますが、これはまた次回の課題にしましょう。

ともかく、人の嫌がることはやめよう、と思い、エアーズロック登山はやめました。決して、登山がしんどそうだったからではありません。念のため。



フェアウェルディナー(於: ルナパーク)

撮影: 蒲野 宏之

2度目のシドニー 内田 洋子

14年ぶりに訪れたシドニーは、若い人が多く、街を走る車もきれいになって活気が増していた。今回は2度目なので、前回と違うシドニーの顔を見てみたいと思い、なるべく観光コースから外れた所を訪れた。サーキュラーキーからフェリーに乗って、北シドニーのビーチで半日を過ごした。中流階級の人々の住む素敵な家が並び、海岸では幸せそうに、犬を連れて散歩する家族連れの姿、土曜日だった為、花嫁、花婿も歩いていた。

National Maritime Museum では、Captain Cook の船 Endeavour を見学した。退役軍人らしき volunteer guide が船の各ブースを案内してくれたのだが、観光客は、70~80代のシニアが多く、熱心に質問が出ていた。彼等にとって Cook 船長は神様のような人であり、その瞳は、船首の Union Jack に向いている。隣に鎖を降ろしている駆逐艦 Vampire の船長室に Queen Elizabeth II の写真が飾ってあるように。

一方、若いタクシーの運転手は、小学生の息子が日本語を学んでいることを自慢していた。アジアの一員としての意識とコモンウェルスの家族としての居心地のよさから脱しきれないでいるオーストラリアの人々。

ソーシャルプログラムでも、すべてのディナーは、ホテル外のレストランで食事が振る舞われたけれど、それを、とてもビジネスライクな印象として受け止めてしまったのは、私だけなのではないか。

IPBA シドニー大会に参加して 加納 寛之

私は今大会はじめて IPBA に参加しました。初参加ですので、簡単に自己紹介させていただきますと、私はオーストラリアのクレイトン・ユッツ法律事務所 (Clayton Utz) の弁護士で、同事務所で働き始めて今年で 4 年になります。働き始めた 2002 年当初は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所からの研修ということで来たのですが、こちらのロースクールにも通ってオーストラリア弁護士 (solicitor) 資格を取得し、今年から正式にクレイトン・ユッツ法律事務所に移籍しました。

今回私が IPBA に参加することになったのは、今回の大会が地元オーストラリアでの開催であったことに加え、当事務所が大会のスポンサーであったこと、また当事務所のパートナーである Jim FitzSimons が IPBA の President Elect であったため事務所として本 IPBA シドニー大会の準備や運営に深く関与していたことがきっかけでした。また、仕事で関係のあるチリやインドの弁護士たちが IPBA に参加するため遠路遙々シドニーへやって来るため、普段簡単には会えない彼らと直に会って食事をともにするなどして親交を深める機会を持つという目的もありました。

また、大会を振り返って大変有益であったと思うのは、日本の先生方とお会いしていろいろと情報交換させていただく機会が持てたことでした。日本を離れているとはいえ、日本の弁護士として、また日本とオーストラリアの両法律制度に跨る架け橋的な仕事が多い私としては、日本のリーガル・マーケットの時勢にもついていかなければなりません。仕事から割と頻繁に日本出張の機会がありますので努力してはいますが、そうは言ってもやはり法科大学院制度の導入、大手法律事務所の合併、新会社法の制定・施行など、日本のリーガル・マーケット全体にかかわる新しい大きな動きについては、実際に一線で活躍されている日本の先生方のお話を直接うかがわないとプラクティカルなところは良く分からないというのが正直なところです。この意味で、今回シドニーでいろいろな先生方とお話する機会が持てたことは、とても有益だったと思っています。

逆に、日本の先生方、とりわけ大手渉外事務所の先生方からは、欧米型メガファームのマネージメント・システムについて質問を受けました。1,000 人近い弁護士を抱えつつ極めて効率的に機能している当法律事務所のマネージメント・システムには、大型化する日本の法律事務所の将来の参考にしていただける点多々あるのではないかと思います。もっとも、日本とオーストラリアでは、弁護士制度、

法曹に対する意識、文化、リーガル・マーケットなど、法律事務所を取り巻く環境がかなり違うので、法律事務所もそれぞれの国の特徴に応じたあり方があるように思います。また、事務所のマネージメントのあり方は、当事務所でも常に議論の対象にされ、刻々と変化するマーケットに反応して絶えず方向修正し続けているのが実情です。こういった問題も含め、日本の先生方とは将来的にもいろいろと情報交換させていただければ幸いです。

最後になりましたが、今回のシドニー大会に参加された先生方、そしてご家族の皆様が、大会期間中に少しの間でもオーストラリアを楽しんでいただけたなら、私どもとしても大変嬉しく思います。またオーストラリアにお越しの際は、是非お声をかけください。



撮影：濱田 邦夫

* * * 特別寄稿 * * *

最高裁判所での 5 年間

濱田 邦夫

2001 年 4 月の東京お台場での IPBA 第 10 回年次大会を無事終えた直後の 5 月 1 日に任官し、本年 5 月 23 日に退官しました。在任は 5 年と 23 日でした。なんとか「つつがなく」任務を終え、弁護士として娑婆に戻ってちょっとほっとしている、という心境です。この「娑婆」の方も 5 年前とはだいぶ様子が違うようなので、ここしばらくは自分自身の身の状況観察、リハビリテーションに時間をとりたいと思っています。

任官時に、また退官時に IPBA の皆様方からお祝い、激励、慰労をしていただき、大変嬉しく、またありがたく思っています。先日皆さんに開いていただいた小生の「退官お祝い会」の席上お話したこととかなり重複しますが、最高裁判所での執務につき小生が持った感想の一部を報告させていただきます。

任官直前と任官当初は、職責の重要性、膨大な仕事量、小生の訴訟案件処理の経験不足、能力不足などの心配・心理的プレッシャーから、目が痛くなったりして体調に不安を覚えました。これまでの最高裁判所裁判官の在任中死亡（総計 145 人中 7 人）、定年前退官（同 9 名）退官後間もない時期での死亡（1 年以内 2 人、2 年以内 3 人、3 年以内 5 人）、在任中の発病、退官後の発病など、裁判官が在任中健康を害する率は非常に高いものがあります。平均年齢 65 歳以上となる裁判官にとり、この職務がいかに過酷であるかは、広く法曹界のみならず、世間一般にも知られているところです。

皇居のお堀と土手を眺める、明るい大きなガラスの窓はありますが、約 70 平米の広い執務室にぼつんと一人閉じ込められ、電話もメールも来ず、人も殆ど訪れて来ないという日常で、かなりの閉塞感に襲われます。一日中机に向かって座り、文字通り山のような調査官の報告書やその他の一件書類を、次から次へと読み飛ばす作業は、慣れた後でもたやすいものではありませんでした。それに、重大事件でなくとも民事刑事を問わずそれぞれの事案の中身は、人間関係のもつれ、人間の醜さなど、いわば人間の業にまみれたものが殆どで、毎日夕方近くなると、肉体的疲労に加え、精神的疲労が蓄積します。長年、訴訟事件に殆ど接して来なかった小生には、まことにこたえる勤務でした。

しかし、終わってみると、5 年前より元気になったのでは、と一部の人に言われるほどの健康を維持し退官することができました。これは、結局自分自身であることを通すしかない、という開き直り、「根拠なき楽観主義」、新しい経験を楽しむ好奇心、また、多くの方々のサポート、適度の運動と趣味（卓球、歌唱、料理、写真撮影など）、それに「運」のおかげであったと思います。小生の任官時の新聞記事に「彼は時代に呼ばれた」というコメントがありましたが、振り返って、これは当たっている、と思います。

要するに、その責任からの緊張を強いられる、肉体的・精神的にしんどい仕事ではありましたが、捉え方次第で楽しく張り合いのある 5 年間でした。なごやかで活発な同僚裁判官との審議で多くの知的刺激を受け、いくつかの社会的意義の大きい判例形成に参加できたのは名誉であり、また幸せなこと

でした。また、人間とはいかなる存在か、刑罰の本質とは何か、わが国において司法はいかなる役割を果たしているのか、最高裁判所の機能は何か、といった大きな問題を考える機会を得て、個人としても法曹としてもそれなりの成長を遂げることができたのではないかと、思っています。

在任中、小生は、「裁判所は国民の税金で運営されているサービス機関である、という自覚を持つべきである」とか、「長官以外の裁判官も司法行政につき関心を持ち、発言すべきである」とか、裁判所内でいろいろ発言をしてきましたが、5 年間一貫して主張してきたのは、「最高裁判所での審理期間を大幅に短縮すべきである」ということです。わが国では、法的紛争（医療事故、薬害、公害など）の多くは、裁判所に提訴されるまで、すでに相当の年月が経っています。そして第一審、控訴審それぞれでの長い審理期間があり、それらの合計をさらに上回る期間、事件が最高裁に係属している場合もあります。その結果、折角何らかの正義が判決確定でもたらされる場合であっても、救済すべき当事者がすでに亡くなっていたり、企業が倒産してしまっていたりすることがあります。まさに、「Justice delayed, justice denied.」です。

小生の任官後 5 年間で、それ以前と比べると、最高裁での審理期間は大幅早くなっているようですが（統計的數字はここで出せませんが）、裁判所の外の世界での物事の移り変わりの速度はさらに速いため、相対的速度としては（個々の事件の当事者にとっての絶対的速度としても）決して満足の行く改善にはなっていません。こうした事件滞留のもっとも大きな原因は、膨大な上告事件数です。昨年の上告事件数は上告受理申し立て事件との重複を除いた実質事件数としても約 6000 件で、抗告等雑事件を入れると約 10000 件にも上ります。小生が 5 年間で関与した大法廷事件は 12 件ですが、第三小法廷上告・上告受理申し立て事件の総数は 8099 件—内民事行政事件が約 5000 件、刑事事件が約 3000 件—であり、これはまことに信じがたい、非現実的な数です。（このうち、最高裁判所判例集および裁判例集（本年 4 月初旬までに出版されたもの）に搭載されたものは、民刑あわせて 170 件しかありません。）

最高裁判所の本来の役割は、憲法判断と「重要な法律問題」についての法解釈の統一にあります。事実認定についての見直しの制度もありますが、これはあくまで非常に例外的に、また重大事件に限って行われるべきであると小生は考えています。わが国のそれが範をとった米国連邦最高裁判所（法律審）の年間審議事件数は 100 件を下回る（上訴受理申し立ては、年間 4000 件を超える）と言われています。わが国でも、米国の certiorari に倣って「上告受

理」制度が採用されていますが、その運用は両国でまったく異なります。米国連邦最高裁判所での審議事件の絞り込み方法を学ぶ必要があります。(法制上は、わが国でも上告事件を絞り込む建前にはなっていますが、いわゆる「例文棄却決定」をするについても最低 3 人の裁判官の関与が必要であるところに、ひとつの問題があります。)

最高裁判所での事件処理の状況は、例えば、国民の税金で建設された高速道路が、本来高速走行に適する車両のみの利用を許すべきところ、原動機付自転車や場合によっては歩行者まで立ち入らせているため、高速道路本来の利用が著しく阻害されている、といったものです。つまり、現状は、裁判官が(また調査官等が)対応すべき事件数があまりにも多すぎるのです。その処理のため、本来もっと迅速に処理される必要のある「重要な法律問題」や憲法判断など最高裁の本来の機能を発揮すべき事件の処理が、どうしても遅くなっています。調査官の数を増やすといった対処方法には限度があります。現行法およびその運用方法につき抜本的な改革が必要です。(先ほど触れた判例集・裁判例集搭載事件数などから考えて、年間 400 から 500 件が適切な審議案件数である、という感触を小生は持っています。)

最高裁判所での審理期間を大幅に短縮すべき理由はたくさんあります。まず挙げられることは、法的解決の対象となる紛争・事件発生から判決確定までの期間が非常に長くなると、その間、社会経済状況、人々の価値基準などが移り変わってしまい、適用される法的準則が、時勢とかげ離れてしまうことです。医療過誤事件・公害事件などがその典型例です。小生が任官時のご挨拶に伺ったとき、小泉首相が引用された、「思い出の事件を裁く最高裁」という 2001 年 4 月の毎日新聞「万能川柳」に掲載された句は、まことに的を得た国民の感想です。

法的紛争や刑事事件の最終的決着には、ある程度の時間が必要であることは当然です。この総計時間は、どんな難しい事件についても最大一審 2 年、控訴審 1 年、上告審 2 年(計 5 年)と考えるべきである、と小生は思っています。(小生が見聞した欧米の憲法裁判所、最高裁判所での最長審理期間は、おおそ 1 年です。)適時に最高裁の法的判断が出ることにより、当該事案が最終的に解決されるだけではありません。類似事案の法律解釈の基準が示されることにより、下級審での審理が促進され、和解が成立し、場合により、これに対応して企業、業界、行政庁また立法府が動くことがあることは、最近の例でよく見られることです。つまり、最高裁の判決により、当該事件当事者に対するのみならず、広く社会全般に「正義」が配分されることになるのです。

わが国の司法は「精密司法」であり、「絶対的眞実」なるものを求めて丁寧に審議をするのが伝統である、という考えがありますが、これは事案により適切な場合とそうでない場合があります。また、「三審制」を、事実認定や量刑も法律解釈と共に最高裁まで 3 回審理してもらえぬ制度だと誤解している向きもあるようです。上告理由ないし受理申し立て理由が成り立たないものが大部分である個別事案の調査・審議やその救済に時間や資源を使わずに、最終の法律審としての最高裁の本来の機能の発揮が妨げられるのは問題です。これは、税金の無駄使いであり、また訴訟当事者、被害者を含むその他の関係者、関係法曹・職員などの人生・「いのち」を浪費するものだと思います。「いのち」の問題は、何も死刑事件での問題にとどまりません。「生きている時間」そのものが「いのち」であり、その集積が「人生」なのです。理不尽な人間ないし人間性の理不尽さに振り回されて、多くの人に「いのち」の無駄遣いを強いるのが、不当に長引いた裁判です。

さらに、いわゆるグローバルゼーションないし規制緩和が進展する中で、これまでわが国の社会経済を動かしてきた行政・業界主導の運営手法が機能しなくなり、社会経済上緊急かつ重要な問題についても、遅ればせながら司法に本来の機能発揮を求める動きが近年急となっています。小生の感想では、最高裁判所が代表する司法は、近年かなりがんばってその期待に応えていると思います。しかし、この状況に対応するために司法がとるべき措置はまだ十分行われているとは言えません。下級審での事実認定ほかの審理の充実を前提として、提訴から確定判決までの裁判所における審理期間の総計、なかでも最高裁判所での審理期間の大幅短縮が緊急の課題であると思います。

IPBA の会員諸兄姉の多くが従事する、涉外・企業法務の分野でも、裁判による法的紛争の解決を前提とした取引の助言、契約書作成など法的紛争予防の業務および裁判事務そのものが重要になってきています。いわゆる「司法改革」の大きな制度変更のみに目を奪われることなく、これまでの司法運営のあり方、その改善についても皆さんも大いに関心を持っていただきたいと思います。

(了)